

(趣旨)

第1条 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)及び君津市空家等対策の推進に関する条例(平成30年君津市条例第36号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、法の例による。

(立入調査の事前通知)

第3条 法第9条第3項の規定による通知は、立入調査実施通知書(別記第1号様式)により行うものとする。

(身分証明書)

第4条 法第9条第4項に規定する身分を示す証明書は、立入調査員証(別記第2号様式)とする。

(軽微な安全措置)

第5条 条例第8条第1項の規則で定める必要最小限の軽微な措置は、次に掲げるものとする。

- (1) 解放されている窓、門扉その他の開口部の閉鎖
- (2) 空家等の敷地に飛散した部材の移動
- (3) 飛散のおそれがある部材の打付け又は取外しで簡易なもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が危険を回避するために特別に必要と認める措置

2 条例第8条第2項の規定による通知は、軽微な安全措置通知書(別記第3号様式)により行うものとする。

(管理不全空家等の所有者等に対する指導)

第6条 法第13条第1項に規定する指導を書面により行うときは、管理不全空家等に係る指導通知書(別記第4号様式)により行うものとする。

(管理不全空家等の所有者等に対する勧告)

第7条 法第13条第2項の規定による勧告は、管理不全空家等に係る勧告書(別記第5号様式)により行うものとする。

(特定空家等の所有者等に対する助言又は指導)

第8条 法第22条第1項に規定する助言又は指導を書面により行うときは、特定空家等に係る助言・指導通知書(別記第6号様式)により行うものとする。

(特定空家等の所有者等に対する勧告)

第9条 法第22条第2項の規定による勧告は、特定空家等に係る勧告書(別記第7号様式)により行うものとする。

(緊急代行措置)

第10条 条例第9条第1項に規定する申出は、緊急代行措置申出書(別記第8号様式)により行わなければならない。

2 市長は、条例第9条第1項に規定する申出があったときは、速やかにその内容を審査し、承諾の可否を決定し、緊急代行措置承諾通知書(別記第9号様式)又は緊急代行措置不承諾通知書(別記第10号様式)により、当該申出を行った特定空家等の所有者等に通知するものとする。

3 前項に規定する緊急代行措置承諾通知書により通知を受けた者であって、その措置の実施に同意するものは、緊急代行措置に係る同意書(別記第11号様式)に当該措置の実施に要する費用を支払う資力及び信用を有することを証する書面を添えて、市長に提出しなければならない。

4 条例第9条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 緊急代行措置の対象
- (2) 緊急代行措置の実施概要
- (3) 緊急代行措置の概算費用
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(特定空家等の所有者に対する命令)

第11条 法第22条第3項の規定による命令は、命令書(別記第12号様式)により行うものとする。

2 法第22条第4項に規定する通知書は、命令に係る事前通知書(別記第13号様式)とする。

3 法第22条第4項に規定する意見書は、命令に係る意見書(別記第14号様式)とする。

(意見聴取)

第12条 法第22条第5項の規定による意見の聴取の請求は、意見聴取請求書(別記第15号様式)により行わなければならない。

2 法第22条第7項の規定による通知は、意見聴取開催通知書(別記第16号様式)により行うものとする。

(費用弁償の不支給)

第13条 市長は、意見の聴取に伴い要する法第22条第6項に掲げる者及び同条第8項に規定する証人に係る費用は、弁償しない。

(標識)

第14条 法第22条第13項に規定する標識は、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく標識(別記第17号様式)とする。

(公表)

第15条 条例第10条第1項の規定による公表は、次に掲げる方法のうち1以上の方法により行うものとする。

- (1) 君津市公告式条例(昭和45年君津市条例第2号)第2条第2項に規定する掲示場への掲示による方法
- (2) 特定空家等に標識を設置する方法
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める方法

2 市長は、条例第10条第1項の公表を行うときは、その旨を公表通知書(別記第18号様式)により特定空家等の所有者等に通知するものとする。

(意見を述べる機会の付与)

第16条 条例第10条第2項の規定による意見を述べる機会の付与は、特定空家等の所有者等に意見陳述の機会付与に係る意見書(別記第19号様式)を提出させて行うものとする。ただし、市長が認めるときは、口頭で行うことができる。

2 市長は、前項の意見陳述の機会の付与に係る意見書の提出期限(口頭により意見を述べる機会の付与を行う場合には、その日時)までに、相当の期間において、特定空家等の所有者等に対し、意見陳述の機会付与に係る通知書(別記第20号様式)により通知するものとする。

(代執行)

第17条 法第22条第9項の規定により行う代執行に係る行政代執行法(昭和23年法律第43号)第3条第1項の規定による戒告は、戒告書(別記第21号様式)により行うものとする。

2 法第22条第9項の規定により行う代執行に係る行政代執行法第3条第2項の代執行令書は、別記第22号様式のとおりとする。

3 法第22条第9項の規定により行う代執行に係る行政代執行法第4条の証票は、執行責任者証(別記第23号様式)とする。

(君津市空家等審議会)

第18条 条例第12条第1項に規定する君津市空家等審議会(以下「審議会」という。)に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

5 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

6 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 審議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って別に定める。

(審議会の庶務)

第19条 審議会の庶務は、建設部建築課において処理する。

(補則)

第20条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月31日規則第14号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年12月22日規則第54号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年3月29日規則第26号抄)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別記第1号様式(第3条)

第 号
年 月 日

様

君津市長



立入調査実施通知書

空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり空家等への立入調査を実施するので、同条第3項の規定により通知します。

記

- 1 対象となる空家等
- 2 立入調査の日時
- 3 立入調査の内容

第2号様式(第4条)

(表)

写真	立入調査員証	
	第	号
	所 属	
	職・氏名	
上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項の規定に基づく立入調査の権限を有する職員であることを証明する。		
	年 月 日発行	
	(年 月 日まで有効)	
	君津市長	印

6センチメートル

8.5センチメートル

(裏)

空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)(抜粋)

第9条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。

2 市町村長は、第22条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくはその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

注意
この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

第3号様式(第5条第2項)

第 号
年 月 日

様

君津市長

印

軽微な安全措置通知書

君津市空家等対策の推進に関する条例第8条第1項の規定による措置を 年
月 日に下記のとおり行ったので、同条第2項の規定により通知します。

記

- 1 軽微な安全措置を行った場所
- 2 措置の内容

第4号様式(第6条)

第 号
年 月 日

様

君津市長

印

管理不全空家等に係る指導通知書

あなたが所有し、又は管理する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法第13条第1項に規定する管理不全空家等に該当すると認められたため、速やかに特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な措置をとるよう、同項の規定により下記のとおり指導します。

記

- 1 対象となる管理不全空家等の所在地
- 2 指導に係る措置の内容
- 3 指導に至った事由
- 4 指導の責任者
- 5 措置の期限 年 月 日

備考

- 1 上記5の期限までに上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告してください。
- 2 上記5の期限までに正当な理由がなく、上記2に示す措置をとらなかった場合は、空家等対策の推進に関する特別措置法第13条第2項の規定により、当該措置をとることを勧告することがあります。
- 3 上記1に係る敷地が、地方税法第349条の3の2又は同法第702条の3の規定により、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあつては、空家等対策の推進に関する特別措置法第13条第2項の勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることになります。

第5号様式(第7条)

第 号
年 月 日

様

君津市長



管理不全空家等に係る勧告書

あなたが所有し、又は管理する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法第13条第1項に規定する管理不全空家等に該当すると認められたため、下記のとおり速やかに特定空家等に該当することとなることを防止するため必要な措置を講ずるよう、同条第2項の規定により勧告します。

記

- 1 対象となる管理不全空家等の所在地
- 2 勧告に係る措置の内容
- 3 勧告に至った事由
- 4 勧告の責任者
- 5 措置の期限 年 月 日

備考

- 1 上記5の期限までに上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告してください。
- 2 上記1に係る敷地が、地方税法第349条の3の2又は同法第702条の3の規定により、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

第6号様式(第8条)

第 号
年 月 日

様

君津市長



特定空家等に係る助言・指導通知書

あなたが所有し、又は管理する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に規定する特定空家等に該当すると認められたため、速やかに周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、同法第22条第1項の規定により下記のとおり指導します。

記

- 1 対象となる特定空家等の所在地
- 2 指導に係る措置の内容
- 3 指導に至った事由
- 4 指導の責任者
- 5 措置の期限 年 月 日

備考

- 1 上記5の期限までに上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告してください。
- 2 上記5の期限までに正当な理由がなく、上記2に示す措置をとらなかった場合は、空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第2項の規定により、当該措置をとることを勧告することがあります。
- 3 上記1に係る敷地が、地方税法第349条の3の2又は同法第702条の3の規定により、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあつては、空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第2項の勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることになります。

第7号様式(第9条)

第 号
年 月 日

様

君津市長



特定空家等に係る勧告書

あなたが所有し、又は管理する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に規定する特定空家等に該当すると認められたため、下記のとおり速やかに周辺の生活環境の保全を図るため必要な措置を講ずるよう、同法第22条第2項の規定により勧告します。

記

- 1 対象となる特定空家等の所在地
- 2 勧告に係る措置の内容
- 3 勧告に至った事由
- 4 勧告の責任者
- 5 措置の期限 年 月 日

備考

- 1 上記5の期限までに上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告してください。
- 2 上記5の期限までに正当な理由がなく、上記2の措置をとらなかった場合は、空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第3項の規定に基づき、当該措置をとることを命ずることがあります。
- 3 上記1に係る敷地が、地方税法第349条の3の2又は同法第702条の3の規定により、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあつては、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

第8号様式(第10条第1項)

年 月 日

君津市長 様

住 所

氏 名

印

電話番号

〔法人にあつては、事務所の所在地、名称
及び代表者の氏名〕

緊急代行措置申出書

年 月 日に空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第1項に規定する助言若しくは指導又は同条第2項の規定による勧告を受けた事案に関し、下記の理由から当該指導等に係る措置を履行することができないため、君津市空家等対策の推進に関する条例第9条第1項の規定により申し出ます。

記

1 措置の対象

2 措置の内容

3 措置を自ら履行することができない理由

第9号様式(第10条第2項)

第 号
年 月 日

様

君津市長



緊急代行措置承諾通知書

年 月 日付けで申出のありました緊急代行措置について、審査の結果、承諾としましたので、通知します。

措置の具体的実施内容は、下記のとおりですので、実施に同意する場合は、同封の「緊急代行措置に係る同意書」を提出してください。

記

1 所有者等

氏名

住所

2 特定空家等の所在地

3 措置の内容

4 概算費用及び費用負担

円

5 連絡先

6 その他

備考 上記4に示す費用は、概算での見積額となりますので、実際に要した費用の額及び納付期日は後日通知します。

第10号様式(第10条第2項)

第 号
年 月 日

様

君津市長

印

緊急代行措置不承諾通知書

年 月 日付で申出のありました緊急代行措置について、審査の結果、下記の理由により当該申出を不承諾としましたので、通知します。

記

- 1 不承諾の理由
- 2 連絡先

第11号様式(第10条第3項)

年 月 日

君津市長 様

住 所

氏 名

㊞

電話番号

〔法人にあつては、事務所の所在地、名称
及び代表者の氏名〕

緊急代行措置に係る同意書

年 月 日付け第 号により通知のあつた緊急代行措置の実施について
同意します。また、実施に要した費用については、実施後遅滞なく支払うことを確約しま
す。

備考 この同意書を提出する際には、必ず残高証明書等の資力及び信用を有することの
証明書を添付してください。

第12号様式(第11条第1項)

第 号
年 月 日

様

君津市長

印

命令書

あなたが所有し、又は管理する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に規定する特定空家等に該当すると認められたため、 年 月 日付け第 号により、同法第22条第3項の規定による命令を行う旨を事前に通知しましたが、現在に至っても当該措置がなされていないとともに、当該通知に示した意見書等が提出されないため、下記のとおり措置をとることを命令します。

記

1 対象となる特定空家等の所在地

2 措置の内容

3 命ずるに至った事由

4 命令の責任者

5 措置の期限 年 月 日

備考

- 1 上記2の措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告してください。
- 2 この命令に違反した場合は、空家等対策の推進に関する特別措置法第30条第1項の規定に基づき、50万円以下の過料に処せられます。
- 3 この命令に従わないときは、君津市空家等の適切な管理に関する条例第6条第1項の規定により、氏名及び住所（法人にあつては、その名称、事務所の所在地及び代表者の氏名）、命令の対象となった特定空家等の所在地並びに命令の内容を公表することがあります。
- 4 上記5の期限までに上記2の措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同期限までに完了する見込みがないときは、空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第9項に基づき、当該措置について行政代執行の手続に移行することがあります。

注

- 1 この処分不服があるときは、この命令書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対し審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴えは、この命令書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に君津市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、この処分の日から1年を経過すると、この処分の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。

第13号様式(第11条第2項)

第 号
年 月 日

様

君津市長



命令に係る事前通知書

あなたが所有し、又は管理する下記の空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に規定する特定空家等に該当すると認められたため、年 月 日付け第 号により必要な措置をとるよう勧告しましたが、現在に至っても当該措置がなされていません。

このまま措置が講じられない場合には、同法第22条第3項の規定に基づき、下記のとおり当該措置をとることを命令することとなりますので通知します。

なお、あなたは、同条第4項の規定に基づき、本件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、同条第5項の規定に基づき、本通知の交付を受けた日から5日以内に、君津市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができることを申し添えます。

記

- 1 対象となる特定空家等の所在地
- 2 命じようとする措置の内容
- 3 命ずるに至った事由
- 4 意見書の提出及び公開による意見の聴取の請求先
- 5 意見書の提出期限 年 月 日

備考 上記2の措置を実施した場合は、遅滞なく上記4まで報告してください。

第14号様式(第11条第3項)

年 月 日

君津市長 様

住 所

氏 名

㊟

電話番号

〔法人にあつては、事務所の所在地、名称
及び代表者の氏名〕

命令に係る意見書

年 月 日付け第 号で空家等対策の推進に関する特別措置法第22条
第4項の規定による命令に係る事前の通知書の交付を受けたので、次のとおり意見を述べ
ます。

第15号様式(第12条第1項)

年 月 日

君津市長 様

住 所

氏 名

印

電話番号

〔法人にあつては、事務所の所在地、名称
及び代表者の氏名〕

意見聴取請求書

年 月 日付け第 号で空家等対策の推進に関する特別措置法第22条
第4項の規定による命令に係る事前の通知書の交付を受けたので、同条第5項の規定によ
り意見の聴取を行うことを請求します。

第16号様式(第12条第2項)

第 号
年 月 日

様

君津市長



意見聴取開催通知書

年 月 日付で請求のあった意見の聴取については、下記のとおり意見の聴取を開催しますので、空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第7項の規定により通知します。

記

1 命じようとする措置の内容

2 意見の聴取の期日 年 月 日

3 意見の聴取の場所

4 意見の聴取の内容

第17号様式(第14条)

空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく標識

下記の特定空家等については、空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第3項の規定に基づき措置をとることを、 年 月 日付け第 号により命ぜられています。

記

- 1 対象となる特定空家等の所在地
- 2 措置の内容
- 3 命ずるに至った事由
- 4 命令の責任者
- 5 措置の期限 年 月 日

第18号様式(第15条第2項)

第 号
年 月 日

様

君津市長



公表通知書

あなたが所有し、又は管理する特定空家等については、 年 月 日付け第 号で空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第3項の規定に基づき必要な措置を講ずるよう命令したところですが、履行期限が過ぎても未だに改善が認められず、命令に係る措置が講じられていないため、君津市空家等対策の推進に関する条例第10条第1項の規定により公表するとともに、君津市空家等対策の推進に関する規則第15条第2項の規定により通知します。

記

1 公表の内容

- (1) 当該命令に従わない者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、事務所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 当該命令の対象となった特定空家等の所在地
- (3) 当該命令の内容

2 公表の理由

3 公表の方法

4 公表の期間

年 月 日から 年 月 日まで

第19号様式(第16条第1項)

年 月 日

君津市長 様

住 所

氏 名

㊞

電話番号

〔法人にあつては、事務所の所在地、名称
及び代表者の氏名〕

意見陳述の機会付与に係る意見書

年 月 日付け第 号で意見陳述の機会付与通知書が送付されたので、
次のとおり意見を述べます。

第20号様式(第16条第2項)

第 号
年 月 日

様

君津市長



意見陳述の機会付与に係る通知書

あなたが所有し、又は管理する特定空家等については、 年 月 日付け
第 号で空家等の対策の推進に関する特別措置法第22条第3項の規定に基づき必要な
措置を講ずるよう命令したところですが、当該命令に係る措置が講じられていないため、
君津市空家等対策の推進に関する条例第10条第1項の規定により、その旨を公表するこ
とを予定しています。

については、同条第2項の規定により意見陳述の機会を付与しますので、君津市空家等対
策の推進に関する規則第16条第2項の規定により通知します。

記

- 1 予定する公表の内容
- 2 公表の方法
- 3 意見陳述の機会付与に係る意見書の提出先
- 4 意見陳述の機会付与に係る意見書の提出期限 年 月 日
- 5 その他

備考 意見陳述の機会付与に係る意見書を提出する場合には、証拠書類等を提出するこ
とができます。

第21号様式(第17条第1項)

第 号
年 月 日

様

君津市長



戒告書

年 月 日付け第 号により、あなたが所有し、又は管理する下記の特
定空家等につきまして、措置を講ずるよう命令したところですが、当該命令に係る措置が
講じられていないので、下記の履行期限までに措置を講じてください。

履行期限までに措置を講じないときは、行政代執行法に基づき代執行することとなりま
すので、同法第3条第1項の規定により戒告します。

なお、代執行に要する全ての費用は、同法第5条の規定により徴収します。また、代執
行により生ずる損害については、全て負わないので申し添えます。

記

- 1 命令に係る措置の履行期限 年 月 日
- 2 特定空家等の所在地
- 3 特定空家等の用途
- 4 特定空家等の構造
- 5 特定空家等の規模
- 6 特定空家等の所有者等の氏名及び住所

第22号様式(第17条第2項)

第 号
年 月 日

様

君津市長



代執行令書

年 月 日付け第 号の戒告書により、あなたが所有し、又は管理する下記の特定空家等につきまして、措置を講ずるよう戒告しましたが、指定の期日までに措置が履行されていないことから、空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第9項の規定に基づき行政代執行法第2条の規定により下記のとおり代執行するので通知します。

なお、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づき、あなたから徴収します。また、代執行によりその物件及び資材について損害が生じても、その責任は負わないことを申し添えます。

記

1 代執行の対象

2 代執行の内容

3 代執行の時期

年 月 日 から 年 月 日まで

4 執行責任者

5 代執行に要する費用の額(概算)

円

備考 上記費用は概算での見積額となりますので、実際に要した費用の額及び納期日は後日通知します。送付された納付書により納付してください。

注

- 1 この処分に不服があるときは、この代執行令書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対し審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴えは、この代執行令書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に君津市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、この処分の日から1年を経過すると、この処分の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。

第23号様式(第17条第3項)

(表)

写真	執行責任者証
	次の者は、 年 月 日付け第 号の代執行令書に定める代執行責任者であるこ とを証する。
	所 属 職 名 氏 名
	年 月 日発行
	君津市長 印

8.5センチメートル

6センチメートル

(裏)

空家等対策の推進に関する特別措置法(抜粋)

第22条 省略
2~8 省略
9 市町村長は、第3項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法(昭和23年法律第43号)の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。
10~17 省略

行政代執行法(抜粋)

第4条 代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

注意 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。